

福岡市観光グローバルサイトのリブランディング業務委託 仕様書

1 委託事業名

福岡市観光グローバルサイトのリブランディング業務委託

2 事業目的

本市では、訪日外国人観光客に、観光地として福岡を選んでもらい、福岡の観光を楽しんでもらうことを目的に、令和5年度に観光グローバルサイト (<https://gofukuoka.jp/>) (以下、「グローバルサイト」という。) を立ち上げ、英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語で情報発信を行っているところである。

今後も、本グローバルサイトを活用し、より効果的に福岡市への誘客を図っていくため、グローバルサイトのリブランディングを行うもの。

3 期間

契約日から令和8年3月31日

4 業務内容

(1) 全体業務

① 業務内容

- ・ 4(2)及び(3)に示す業務を遂行するための実施計画や実施体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ・ 4(2)及び(3)に示す業務を実施するにあたり、ターゲット市場(英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語の各圏域)の視点に立った内容とするため、少なくとも英語ページについて、訴求力のあるネイティブスタッフを配置させて取り組むこと。
- ・ 既存のグローバルサイト管理運営事業者と連携を図り、円滑に業務を実施すること。

② 提案事項

- ・ 事業の実施体制や連携体制、スケジュールを明確にし、体制図を提出すること。
- ・ 閲覧数(ページビュー数)やセッション数など、本サイトの目的である誘客の促進を踏まえたKPIを設定し、提案すること。

(2) 現状分析及び課題の抽出

① 業務内容

- ・ ネイティブスタッフの意見も踏まえ、「グローバルサイト」のレイアウト、導線、コンテンツ等の現状分析を行い、課題を抽出すること。
- ・ 現状分析にあたっては、各言語(英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語)のうち、少なくとも英語について、マーケット特性や福岡の認知度を踏まえ、他都市との比較を行うなど、課題を明確化すること。
- ・ GA4等を活用したアクセス分析を行い、各言語の現状や特徴、課題の抽出を行うこと。

②提案事項

- ・現状の「グローバルサイト」のレイアウトや導線、コンテンツを分析し、課題を可視化すること。
- ・各言語（英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語）のうち、少なくとも英語について、マーケット特性や他都市との比較ポイント、参考となる他都市のウェブサイトなど、具体的に提案を行うこと。
- ・GA4等を活用した分析において、KPIを踏まえた重視すべき項目や内容等について提案を行うこと。

（３）デザイン・サイト構成・導線の見直し

①業務内容

- ・各マーケットに合わせて、より効果的に福岡の魅力を伝えるウェブサイトとするため、少なくとも英語ページについて、上記課題等に対応するデザイン、サイト構成、導線等を市と協議の上、改善案を作成し市に提出すること。なお、改善案の提出は令和7年9月を目安に行うこと。
- ・現サイトに掲載しているコンテンツ・情報を活用しつつ、閲覧性を高めるために、ターゲットに届けるための必要な情報を整理し、ホームページ内でも閲覧目的に沿った分かりやすい文言・表現及び導線となるように、見直しを行うこと。
- ・提案した内容について、市及び既存のグローバルサイト管理運営事業者と協議を行い、改善に向けた説明や助言を行うこと。
- ・なお、CMSについては既存のシステム(保守事業者の独自CMS)の活用を想定している。

②提案事項

- ・サイト改善の目的に照らし、最適と思われるサイト構成やデザインについて、ページイメージやサイトマップなどを示しながら、（２）で抽出された課題に対する解決案を提示すること
- ・改善案を作成するにあたり、市との協議の進め方について、時期、回数等を提案すること。
- ・サイトに既に掲載しているコンテンツを参考にしながら、新規掲載が望ましいと思われるコンテンツについて、その内容が分かるものをKPI(コンテンツ数など)とあわせて提案すること。
- ・検索エンジンへの対策（SEO対策）やアクセス向上の対策について効果的な提案を行うこと。

5 著作権等の取扱い

- （１）本業務を通じて制作した、成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、「グローバルサイト」に限らず、本市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
- （２）成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- （３）成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

6 受託者の責務

（１）関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

（２）守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

7 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であつてはならない。

8 その他

- (1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。